関税法第 24 条第 1 項の規定に基づく、舞鶴税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定を次のとおり定める。

平成 30 年 10 月 16 日

舞鶴税関支署長 上田 浩義

関税法第24条第1項の規定に基づく、舞鶴税関支署管内における本邦と外国との間を 往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

## 1. 船舶と陸地との交通場所

## イ. 舞鶴港

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	第2ふ頭西岸基部から北方向へ26メートル及び	
(1)	同西方向へ20メートルの沿岸	
(9)	第2ふ頭岸壁(1号、2号、3号、4号)に港湾施設	第2ふ頭岸壁
(2)	管理者が設置した出入口	(1号、2号、3号、4号)
(3)	第4ふ頭岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	第 4 ふ頭岸壁
(4)	喜多ふ頭岸壁(1号、2号)に港湾施設管理者が設置 した南側出入口	喜多ふ頭岸壁(1号、2号)
(5)	舞鶴国際ふ頭岸壁に港湾施設管理者が設置した出入口	舞鶴国際ふ頭岸壁

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(5)の場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

## 口. 内浦港

	指定交通場所	船舶の係留場所
	内浦港けい船岸壁(1 号、2 号)に港湾施設管理者	
	が設置した出入口	内浦港けい船岸壁(1 号、2 号)

ただし、上記の場所は、当該岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

## ハ. 宮津港

指定交通場所	船舶の係留場所
鶴賀第2ふ頭南西端から北方向へ30メートルの	
沿岸	

ただし、上記の場所は、沖がかり船と陸地との交通に限る。

- 2. 貨物の積卸場所
  - イ. 舞鶴港
  - (1) 指定保税地域の岸壁
  - (2) 関西電力火力発電所専用埠頭
  - (3) 通船発着場 (ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。)
  - 口. 内浦港
  - (1) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁(ただし、当該保税地域に搬出入される貨物に限る。)
  - ハ. 宮津港
  - (1) 指定保税地域の岸壁

附 則

- 1 この告示は、平成30年10月16日から施行する。
- 2 関税法第 24 条第 1 項の規程に基づく、舞鶴税関支署管内における本邦と外国との間を往来 する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定(平成 30 年 5 月 9 日付舞掲示第 1 号) は、廃止する。